

(案)

ワーキング・グループで当面論点整理を検討する事項（例）

基本法の「目的」「基本理念」「基本方針」に基づき、①内閣総理大臣、内閣官房長官、各省大臣のリーダーシップの発揮のあり方、②我が国の議院内閣制で求められる国家公務員の役割を確認しつつ、以下について論点整理を行う。

— その際には、公務員制度全体の規模（人数、ポスト、任期等）をイメージする。

1. 一元管理関係

(1) 一元管理プロセスの具体的あり方

「内閣官僚」を選抜するための適格性審査、幹部候補者名簿、任免協議の具体的内容等

— 幹部候補育成課程への適切な関与

— 中立公正の確保

(2) 公募の具体的あり方

「官官・官民の流動性」を向上させるための公募を実効あらしめる具体的仕組み、公募対象ポストや具体的数値目標のあり方等

— 中立公正の確保

— 民間から幹部への人材登用規模

— 幹部レベルの官民交流の拡大

2. 国家戦略スタッフ・政務スタッフ関係

国家戦略スタッフ・政務スタッフの具体的あり方

— 機能、規模等（内閣総理大臣補佐官、内閣官房の職員、副大臣、大臣政務官との関係整理等）

— 国家戦略スタッフ、政務スタッフの人材供給源

3. 内閣人事局関係

1. の議論に基づく内閣人事局が担うべき機能や役割を踏まえつつ、人事院等現行の人事行政体制の機能・役割分担の検証を行いながら、内閣人事局の組織の具体的あり方について論点整理を行う。

○ 定年まで勤務できる環境の整備、あわせて人事の停滞への対策、定年延長及びそれに伴う給与体系の整備、

○ 幹部の任用・給与の弾力化

○ 幹部レベルの官民交流の拡大

○ 国際性の向上

\* 太字斜体は、第3回顧問会議で指摘された事項

\* 網掛けは甘利大臣から御指摘のあった、前倒しで検討すべき論点